

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正案	現行
<p>（臨時報告書の記載内容等） 第二十九条（略）</p> <p>2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。</p> <p>一 当該発行者の発行する特定有価証券と同一の種類の特有価証券の募集（当該特定有価証券が法第二条第三項に規定する第一項有価証券である場合には、均一の条件で五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は売出し（同条第四項に規定する有価証券の売出しのうち、当該特定有価証券が同条第三項に規定する第一項有価証券である場合には、均一の条件で五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）を本邦以外の地域において行う場合（当該募集又は売出しに係る特定有価証券と同一の種類の特有価証券の募集又は売出しが、本邦以外の地域と並行して本邦において開始された場合であつて、</p>	<p>（臨時報告書の記載内容等） 第二十九条（略）</p> <p>2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。</p> <p>一 当該発行者の発行する特定有価証券と同一の種類の特有価証券の募集（当該特定有価証券が法第二条第三項に規定する第一項有価証券である場合には、均一の条件で五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は売出し（同条第四項に規定する有価証券の売出しのうち、当該特定有価証券が同条第三項に規定する第一項有価証券である場合には、均一の条件で五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）を本邦以外の地域において行う場合 次に掲げる事項</p>

その本邦における募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類に本邦以外の地域において開始された募集又は売出しに係る次に掲げる事項を記載したときを除く。） 次に掲げる

事項

イ～チ (略)

二～十四 (略)

三～五 (略)

イ～チ (略)

二～十四 (略)

三～五 (略)

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改 正 案	現 行
<p>第六号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (19) (略) (20) 信託財産を構成する資産の内容 a～f (略) g 信託財産を構成する資産が会社の事業を構成するものである場合には、当該事業の主要な経営指標等の推移、沿革、事業の内容、関係会社の状況、従業員の状況、業績等の概要、生産、受注及び販売の状況、経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、事業等のリスク、事業上の重要な契約等、研究開発活動、財政状態及び経営成績の分析、設備投資等の概要、主要な設備の状況、設備の新設及び除却等の計画について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(25) から(39) までに準じて記載すること。 h～k (略) (21) ～ (44) (略)</p>	<p>第六号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (19) (略) (20) 信託財産を構成する資産の内容 a～f (略) g 信託財産を構成する資産が会社の事業を構成するものである場合には、当該事業の主要な経営指標等の推移、沿革、事業の内容、関係会社の状況、従業員の状況、業績等の概要、生産、受注及び販売の状況、対処すべき課題、事業等のリスク、事業上の重要な契約等、研究開発活動、財政状態及び経営成績の分析、設備投資等の概要、主要な設備の状況、設備の新設及び除却等の計画について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(25) から(39) までに準じて記載すること。 h～k (略) (21) ～ (44) (略)</p>